

浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第18号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等に対し行う見舞金及び助成金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為、国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第2条第1項に規定する国外犯罪行為及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条各号に規定する行為並びに性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する不同意性交等及び同法第179条第2項に規定する監護者性交等（同法第180条に規定する未遂及び同法第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病（犯罪行為のとき又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪による害を受けることをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者（日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。）をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に1月以上の期間を要するものをいい、その期間内に3日以上病院に入院することを要したもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったもの）をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者（犯罪行為があったときに市民である者に限る。第2項第1号、第4条及び第7条を除き、以下同じ。）又は遺族（犯罪行為があったときに市民である者に限る。以下同じ。）である市民に対して、見舞金を支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 遺族にあっては、次条第2項の規定による第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）であること。
- (3) 市税を完納していること。

2 見舞金は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と

する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族に対して支給する見舞金 600,000円
 - (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に対して支給する見舞金 200,000円
 - (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪を受けた犯罪被害者に対して支給する見舞金 100,000円
- 3 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金を支給する。ただし、この場合においては、当該支給を受けた重症病見舞金の額を控除する。
- 4 性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する見舞金については、重傷病見舞金とする。

(遺族の範囲等)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪行為が行われたときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ(浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和2年浜松市告示第99号)の規定によるパートナーシップ及びこれに準じるものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。)の関係にあった者
 - (2) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。この場合において、第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる遺族が協議を行い、第1順位遺族以外の遺族を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することができる。

(転居費用の助成金の支給)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者又は遺族が犯罪行為が行われたときに居住していた住居(以下「従前の住居」という。)から転居した場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者又は当該遺族である市民に対し、助成金として支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪行為が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難な事情があつたと認められること。
- (3) 次に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪行為が行われたときにおいて、浜松市民である遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪を受けた犯罪被害者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

(4) 市税を完納していること。

2 前項の規定による助成金の額は、犯罪被害者又は遺族が従前の住居からの転居に要した費用の額とし、200,000円を限度とする。ただし、本市以外の機関等から当該助成金と同種の給付を受けた場合にあつては、当該給付を受けた額を控除した額とする。

3 第1項の規定による助成金を受けることができる転居の回数は、一の犯罪被害につき1回までとする。

4 第1項の規定による助成金の対象となる費用は、一般貨物自動車運送事業者、不動産業者等に支払った転居のために要した費用であつて、次に掲げるものとする。

(1) 家財等の運送及び荷造り等のサービスに係る費用

(2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める費用

(避難施設の利用に係る費用の助成金の支給)

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者又は遺族が、犯罪被害を受けたことにより緊急に避難する必要があると認められる場合において、当該避難を受け入れた施設（以下「避難施設」という。）の利用に係る費用の一部を、当該施設に対し、助成金として支給する。

(1) 警察において緊急に避難する必要があると認める場合であること。

(2) 犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担実施要領（平成20年静岡県警例規第63号）に基づく公費負担を受けていないこと。

(3) 児童相談所、婦人相談所、婦人保護施設及び民間シェルター等で行う一時保護やその他制度によって、居住する場所が確保できない場合であること。

(4) 避難施設を利用した犯罪被害者又は遺族が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪行為が行われたときにおいて、浜松市民である遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪を受けた犯罪被害者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要があると認めるもの

2 前項の規定による助成の額は、1人1泊あたり7,000円を上限とし、最大3泊分の額までとする。ただし、市長がやむを得ないと認める事情がある場合は、この限りでない。

(見舞金又は助成金を支給しないことができる場合)

第7条 次に掲げる場合には、見舞金又は助成金の支給を行わないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は見舞金若しくは助成金の支給を受ける者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。以下同じ。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していた場合その他の見舞金又は助成金の支給を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は見舞金若しくは助成金の支給を受ける者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は見舞金若しくは助成金の支給を受ける者が、暴力団員（浜松市暴力団排除条例（平成24年条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金又は助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認めるとき。

（見舞金又は助成金の支給の申請）

第8条 見舞金又は助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の表の左欄に掲げる見舞金又は助成金の支給の申請の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類に、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に本市（市民部市民生活課くらしのセンター）に相談するものとする。

遺族見舞金の支給の申請を行うとき	<ol style="list-style-type: none"> (1) 浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請書（第1号様式） (2) 犯罪行為が行われたときにおける申請者の住所又は居所を証明することができる書類 (3) 申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 市税納付・納入確認同意書（第7号様式）
重傷病見舞金又は	(1) 浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請書

<p>性犯罪被害見舞金の支給の申請を行うとき</p>	<p>(第1号様式)</p> <p>(2) 犯罪行為が行われたときにおける申請者の住所又は居所を証明することができる書類</p> <p>(3) 重傷病見舞金の支給の申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書</p> <p>(4) 市税納付・納入確認同意書 (第7号様式)</p>
<p>転居費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき</p>	<p>(1) 浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請書 (第1号様式)</p> <p>(2) 犯罪行為が行われたときにおける申請者の住所又は居所及び申請者と犯罪被害者が、犯罪行為が行われたときに同居していたことを証明することができる書類</p> <p>(3) 申請者 (犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。) と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書</p> <p>(4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 転居費用の内訳(第2号様式)、第5条第2項の実費額の支払いを証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類</p> <p>(6) 市税納付・納入確認同意書 (第7号様式)</p>
<p>転居費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者が行うとき</p>	<p>(1) 浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請書 (第1号様式)</p> <p>(2) 犯罪行為が行われたときにおける申請者の住所又は居所を証明することができる書類</p> <p>(3) 犯罪行為により重傷病を負った者が申請を行う場合にあっては、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書</p> <p>(4) 転居費用の内訳(第2号様式)、第5条第2項の実費額の支払いを証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類</p> <p>(5) 市税納付・納入確認同意書 (第7号様式)</p>
<p>避難施設の利用に係る助成金の支給</p>	<p>(1) 浜松市犯罪被害者等避難施設費用助成金支給申請書 (第3号様式)</p>

の申請	
-----	--

2 前項において提出する書類は、本要綱に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これを省略することができる。

(申請の期限)

第9条 前条の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第10条 第8条の規定による申請があつた場合には、市長は、関係機関等に照会して必要な事項の報告を受けたのち速やかに、見舞金又は助成金を支給し、若しくは支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給決定通知書(第4号様式)又は浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請却下通知書(第5号様式)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(支給のための措置)

第11条 市長は、前条第1項の決定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の決定の取消し)

第12条 市長は、見舞金又は助成金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金又は助成金の支給の決定を取り消すものとする。

(1) 見舞金又は助成金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(2) 第7条第1項第3号に該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、支給すべき見舞金又は助成金の額の確定があつた後においても適用する。

3 第10条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(見舞金又は助成金の返還)

第13条 市長は、見舞金又は助成金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金又は助成金が支給されているときは、受給者に対し、期限を定めてその返還をさせるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

郵便番号
住所
申請者 (フリガナ)
氏名
(犯罪被害者との続柄 :)
電話番号

浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請書

次のとおり浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金の支給を申請します。

犯罪被害発生日	年 月 日
犯罪被害発生場所	
犯罪等の被害者	フリガナ
	氏名
	生年月日
	被害を受けたときの住所
犯罪被害の種類	
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 全治1か月以上の負傷疾病
取扱警察署及び受理番号等	年 月 日 警察署 号
状況調査に係る同意欄	
見舞金・助成金の支給の決定に際し、市が警察署等において上記犯罪等に関する事項について調査等を行うことに同意します。	
申請者氏名	

--

申請する見舞金 ・助成金	見舞金	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 600,000 円
		<input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 200,000 円
		<input type="checkbox"/> 性犯罪被害見舞金 100,000 円
	助成金	<input type="checkbox"/> 転居費用に係る助成金 円

支払金口座振替依頼書		浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金に係る支払は、 次の口座に振り込んでください。	
振込先金融機関名		預金種別及び口座番号	
銀行 金庫 農協	本店 支店 営業部 出張所	普通預金 当座預金	第 号
口座名義 (カナ)			

第2号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名：

転居費用の内訳

「浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金に関する要綱」第5条に規定する転居費用の助成について、転居に要した費用の内訳は、以下のとおりです。

費用名		金額(円)
第5条第4項1号に係る費用		円
		円
		円
		円
		円
第5条第4項2号に係る費用		円
		円
		円
		円
		円
第5条第4項3号に係る費用		円
		円
		円
		円
		円
合計		円

第3号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
電話番号

浜松市犯罪被害者等避難施設費用助成金支給申請書

次のとおり浜松市犯罪被害者等避難施設費用助成金の支給を申請します。

宿泊者名	宿泊日	1泊あたり宿泊料	請求額
	月 日から 月 日まで	円	円
	月 日から 月 日まで	円	円
	月 日から 月 日まで	円	円
合計			円

支払金口座振替依頼書	浜松市犯罪被害者等避難施設費用助成金に係る支払は、次の口座に振り込んでください。		
振込先金融機関名		預金種別及び口座番号	
銀行 金庫 農協	本店 支店 営業部 出張所	普通預金 当座預金	第 号
口座名義 (カナ)			

状況調査に係る同意欄
助成金の支給の決定に際し、市が警察署等において本件に係る犯罪等に関する事項について調査等を行うことに同意します。
申請者氏名

第4号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 見舞金 _____ 円

2 助成金 _____ 円

条件1 第7条の規定により、浜松市が見舞金又は助成金の支給を行わないものとする場合に該当しないこと。

2 申請内容に偽りがないこと。

3 犯罪被害者等間で問題が生じた場合には、犯罪被害者等間で全て解決し、浜松市には一切の責任がないこと。

4 第12条の規定により、見舞金・助成金の支給の決定の取消しを受け、第13条の規定により、返還の命令を受けた場合は、当該返還の期限までに納付を行うこと。

5 規則に定める市長の指示に従うこと。

様

浜松市長

浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金について審査をした結果、下記理由により支給が適当でないと認めたため支給をしないことと決定したので、浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

支給が適当でないとして却下した理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は〔代表者〕となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

浜松市長

浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請取消通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金について、下記理由により支給が適当でないと認めたため、支給の取消しを決定したので、浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金に関する要綱第12条第3項の規定により通知します。

なお、支給した見舞金・助成金については第13条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 支給が適当でなし、取消した理由

2 返還金額

_____ 円

3 返還期限

_____ 年 月 日

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は〔代表者〕となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第7号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

見舞金・助成金支給申請者

住 所

氏 名

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の見舞金・助成金支給申請に伴い、浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金に関する要綱第8条1項の規定により、市において、見舞金・助成金支給申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請書名称 浜松市犯罪被害者等見舞金・助成金支給申請書